

議案第 1 号

選挙公営の拡大に伴う条例制定に関する決議

令和 2 年 6 月 12 日、公職選挙法の一部を改正する法律が公布された。

今般の法改正により、町村議会議員及び町村長の選挙に係る選挙運動用自動車の使用料と選挙運動用ポスターの作成費用が条例を制定することにより選挙公営の対象に、また、選挙運動用ビラについては、町村議会議員の選挙においても町村長の選挙と同様に頒布が認められることとなり、条例を制定することによりその作成費用が選挙公営の対象になることとなった。

本会ではこれまで 20 年にわたり、選挙公営の拡大に関する要望を町村議会議長全国大会において決定し、その実現を図るべく総力を挙げて要望活動を展開してきた。

今後は、この法改正を実効あるものとするべく、全国の町村が条例制定に向けた動きを加速していくことが重要である。

よって、我々は、各都道府県町村会と連携を図り、管内の町村議会議長と共に、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営に関する条例が各町村において制定されるよう、邁進していくことをここに誓う。

以上、決議する。

令和 2 年 10 月 21 日

全国町村議会議長会
都道府県会長会